

Client Alert

2015 年 8 月号 (Vol.20)

1. はじめに
2. 知的財産法：2015 年度の文化審議会著作権分科会における検討課題
3. 競争法／独禁法：知的財産ガイドラインの改正案の公表
4. エネルギー・インフラ①：電力システム改革 第 14 回制度設計 WG における議論状況等
5. エネルギー・インフラ②：愛知県有料道路コンセッション、構造改革特区にて実現へ
6. 労働法：「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2015 年 7 月 24 日閣議決定）が公表される
7. 会社法：経産省が「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書を公表
8. 一般民事：改正国家戦略特区法の公布
9. M&A：デラウェア LPS の法人該当性に関する最高裁判決がファンド実務に与える影響
10. ファイナンス・ディスクロージャー：2015 年上半期の新規上場等の状況
11. 税務：東京地裁 非居住者によるネット通信販売業に関し国内のアパート・倉庫を PE と認定
12. ベトナム：公開会社に対する外資出資割合規制の原則撤廃（証券法施行規則改正）
13. メキシコ：メキシコにおける汚職撲滅に向けた憲法改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015 年 8 月号（第 20 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：2015 年度の文化審議会著作権分科会における検討課題

文化庁の文化審議会著作権分科会及びその下に設置された各委員会が 2015 年 6 月以降順次開催され、本年 6 月に決定された「知的財産推進計画 2015」等を踏まえた 2015 年度の検討事項が決定されるとともに、具体的な検討が開始されています。

まず、法制・基本問題小委員会においては、①教育の情報化の推進等（いわゆるデジタル教科書を始めとする ICT 教育の推進に関する著作権制度の在り方）、②「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を

Client Alert

促進するためのマラケシュ条約（仮称）」についての対応（2013年6月に採択された同条約の締結に向けた国内法整備の具体的内容）及び③著作物等のアーカイブ化の促進（デジタルアーカイブ化促進のために必要となる法改正の具体的内容）の3つが検討事項として挙げられています。このほか、同小委員会は、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置し、権利制限規定やライセンス体制等の在り方について検討することになりました。

次に、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においては、①クリエイターへの適切な対価還元等のための、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入、②昨年度の検討結果である「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」を踏まえたクラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築、の2つが検討事項として挙げられています。

※本レター2015年4月号でお伝えしたとおり、第189回通常国会において、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案が提出されていましたが、いずれも2015年7月3日に可決成立し、同月10日に公布されました。

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

弁護士 池村 聡
☎ 03-6266-8507
✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

弁護士 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：知的財産ガイドラインの改正案の公表

2015年7月8日、公取委は、知的財産ガイドラインの改正案を公表しました。同改正案は2015年8月6日を期限としてパブリックコメントに付されており、そこで寄せられた意見が検討されたのち、改正が行われるものと見込まれます。

今回の改正は、技術革新が著しい分野において関係する事業者が共同で策定する規格（例えば、情報通信分野での異なる機種間の情報伝達方式や接続方法の規格等）に含まれる必須特許に関わるものであり、必須特許を有する者がそれを利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内・国外で生じていることが改正の背景となっています。

具体的な改正点は、FRAND宣言のなされた必須特許に関する考え方を示すものです。FRANDとは公正、妥当かつ無差別（fair, reasonable and non-discriminatory）を意味しており、規格を策定する公的機関や事業者団体（標準化機関）は一般に、その規格策定の参加者に対して、保有する必須特許をFRAND条件でライセンスする意思を文書で宣言（FRAND宣言）させています。これは、必須特許の権利行使が規格を採用した製品

Client Alert

の研究開発や生産、販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるという趣旨目的によるものです。規格を採用した製品について研究開発や生産、販売を行う者にとっては、FRAND 宣言があることによって、FRAND 条件ですべての必須特許を利用できる見通しが立ち、研究開発や生産、販売のための積極的な投資が可能になります。こういった点から独禁法上も、必須特許に関する FRAND 宣言は、競争を促進する仕組みとして捉えられています。

ガイドラインの改正案では、FRAND 宣言をした必須特許を有する者が、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対してライセンスを拒絶したり差止請求訴訟を提起したりすることは、広く普及している規格を採用した製品の研究開発や生産、販売を困難とするものであるとして、「他の事業者の事業活動を排除」する行為（独占禁止法 2 条 5 項）の要件を満たすものとされており、競争の実質的制限の要件を満たす場合には排除型私的独占に該当することとなります。また、競争の実質的制限に至らず私的独占に該当しない場合であっても、取引拒絶や競争者に対する取引妨害（一般指定 2 項、14 項）として不公正な取引方法に該当するものとされています。

加えて、「FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者」でないとの認定は個別事案に即して厳格になされるべきとの考え方も示されています。具体的には、①ライセンス交渉の相手方が一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった場合に、裁判所や仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合には FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者とみられること、及び②ライセンスを受けようとする者が必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は FRAND 条件でライセンスを受ける意思を否定する根拠とはならないことが示されています。

今回の改正は、必須特許のライセンスに関し、従来のガイドラインでは見られなかった具体的な考え方を示すものとして参考になり、注目されます。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmjapan.com

4. エネルギー・インフラ①: 電力システム改革 第 14 回制度設計 WG における議論状況等

2015 年 8 月 3 日より、小売電気事業の登録申請の受付が開始されましたが、これに先立つ 7 月 28 日、経済産業省において、第 14 回制度設計ワーキンググループが開催され、来年 4 月の小売全面自由化に係る詳細制度設計について議論が行われました。

前回の議論を受け、①電気事業法上許容される/されない小売ビジネスモデルの類型整理、②FIT 制度の下で調達した電気の説明・表示方法、電源構成開示義務の是非、特

Client Alert

定の電源構成をアピールして販売する際の説明・表示ルール等の電源構成開示に関する点等が議論され、継続検討となった電源構成開示義務の是非を除き、大筋で事務局提案に沿った方向で方向性が固まりました。

また、同WGでは前回の議論を受け、発電設備の設置に伴うネットワーク側の送配電等設備の費用負担の在り方に関するガイドライン案も示されました。同ガイドラインによれば、従来より再エネ事業者の費用負担が軽減される可能性があります。ただし、同ガイドラインは、その公表前に接続契約の申し込みを行っている案件には適用されませんので留意が必要です。

今回で同WGは幕を閉じましたが、小売全面自由化に向けて残された論点は、今秋設立される電力取引監視等委員会です。新たに設けられる審議会にて、議論が継続される予定です。今後は同審議会における議論を注視する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmiapan.com
弁護士 市村 拓斗
☎ 03-6226-8772
✉ takuto.ichimura@mhmiapan.com

5. エネルギー・インフラ②：愛知県有料道路コンセッション、構造改革特区にて実現へ

2015年7月8日、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（「本改正法」）が成立しました。

従前、わが国の道路法制上、（高速道路会社を除き）民間事業者が道路を運営し、料金を徴収することはできませんでしたが、本改正法によって構造改革特別区域法に追加された道路整備特別措置法の特例により、地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、内閣総理大臣の認定を受けたときは、地方道路公社が有料道路の運営権を民間事業者を設定することが可能となりました。

本改正法の成立を受けて、愛知県は、以前より提案していた有料道路コンセッションを実施する意向を示しています。7月31日には、名古屋と東京において、愛知県知事による愛知有料道路コンセッション事業のプロモーションが開催されました。また、8月上旬には、愛知県道路公社による同公社の実施している業務の説明会が予定されており、今後の動向が注目されます。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmiapan.com
弁護士 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmiapan.com
弁護士 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhmiapan.com

Client Alert

6. 労働法：「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2015年7月24日閣議決定）が公表される

本年7月24日、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されました。これは、過労死等防止対策推進法が昨年成立したことを受けて、同法7条1項の規定に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するために定められたものです。

同閣議決定では、過労死等の発生要因等を明らかにするための調査研究を早期に行うこと、同時に啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援は本来調査研究の成果を踏まえて行うことが効果的であるが、過労死等防止が喫緊の課題であることを踏まえ、特に過労死等の原因の1つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境を形成して労働者の心理的な負荷を軽減していくことが急務であると指摘されています。

事業主については、国が行う対策に協力するとともに、以下の対策について責任をもって取り組むよう努めることが求められています。

経営幹部等の取組として：最高責任者・経営幹部が先頭に立って取組等を推進するように努めること。また、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努めること。さらに、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努めること。

産業保健スタッフ等の活用：産業保健スタッフ等の専門的知見の活用を図るよう努めること。また、常駐するスタッフが適切な役割を果たせるよう環境整備を図るとともに、産業医がない規模の事業場では、産業保健総合支援センターを活用した体制の整備を図るように努めること。

同法は基本的に国による過労死防止の取組義務を定めた法律ではありませんが、上記のとおり、事業主についても努力義務が定められています。今後、過労死等が問題となった事例において、同法に基づく事業主の努力義務が果たされていたかどうか争われることも想定されますので、企業としては対応について検討することが求められているといえます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

7. 会社法：経産省が「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書を公表

2015年7月24日、経済産業省に設置された「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が、「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」と題する報告書を公表しました。

同報告書は、中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの実現に必

Client Alert

要な基本的な考え方として、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ創出、取締役会の監督機能の活用及び監督機能を担う人材の流動性の確保と社外取締役の役割・機能の活用を挙げ、これらに関連して、①我が国企業の取締役会実務の具体例（ボードプラクティス）の紹介、②英米におけるコーポレート・ガバナンスに関する取組みの概要の紹介、③会社役員賠償責任保険（D&O 保険）の実務上の検討ポイントの整理、④①から③に含まれる法的論点（取締役会への上程事項である「重要な業務執行の決定」の範囲、社外取締役の要件である「業務執行性」の有無、社外取締役の監視義務の範囲、役員就任条件としての会社補償や D&O 保険の保険料負担、新しい株式報酬の導入に関する手続等）に関する解釈指針の提示を行っています。いずれの内容も今後の企業実務への様々な示唆に富むものとなっており、各企業においては、その内容を注視する必要があります。

<参考資料>

「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書

<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004.html>

弁護士 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhjapan.com

弁護士 河島 勇太

☎ 03-6266-8734

✉ yuta.kawashima@mhjapan.com

8. 一般民事：改正国家戦略特区法の公布

2015年7月15日、産業の国際競争力強化や地域の活性化を図るべく、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が公布されました。

国家戦略特区は、2013年12月にスタートした、産業の国際的競争力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成を促進するために、地域限定で、規制の緩和を実施すると共に、金融・税制上の支援措置を実施する制度です。これまでに、国家戦略特区として、2014年5月に、東京圏（東京都9区、神奈川県、千葉県成田市）、関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6地域が、2015年3月に、国家戦略特区と同じ枠組みの地方創生特区として、宮城県仙台市、愛知県、秋田県仙北市の3地域が指定されています。

今回の改正の目玉の1つは、海外からの投資の呼び込み、外国人の活用等を図ることにあり、①外国人が日本で起業する際の在留資格の基準の緩和、②家事支援サービスにおける外国人労働者の受け入れ解禁等の規制が緩和され、③登記、税務、年金、定款認証等を集約する窓口であるワンストップセンターの設置も可能になります（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/pdf/kaisei_gaiyo.pdf 参照）。

国家戦略特区制度は、雇用、医療、税制等のいわゆる岩盤規制の突破口として、まずは地域限定で規制緩和を実現して成長のエンジンとすることが期待されており、政府も、

Client Alert

2015年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015 (http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c16) において、国家戦略特別区域基本方針に基づいて、全国の自治体や民間から規制緩和に向けた提案募集を毎年着実に実行しています。事業者としても、自ら又は経済団体等を通じて、規制緩和に向けた提案・提言を行っていくことも大切と思われます。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 石田 渉
☎ 03-6266-8926
✉ wataru.ishida@mhmjapan.com

9. M&A: デラウェア LPS の法人該当性に関する最高裁判決がファンド実務に与える影響

最高裁は、本年7月17日、デラウェア州の改正統一リミテッド・パートナーシップ法（「州 LPS 法」）を準拠法として組成された LPS が我が国の租税法上の「法人」に該当すると判断しました (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/219/085219_hanrei.pdf)。本件では、日本の複数の納税者が、州 LPS 法に準拠して LPS を組成し（「本件 LPS」）、本件 LPS 名義で中古不動産を取得して行った不動産賃貸事業から生じた減価償却費等の損失を、他の所得と損益通算したところ、税務当局側が本件 LPS は「法人」に該当することを理由として、発生した損失は本件 LPS の損失であり、分配された収益は配当所得であるとして当該損益通算を認めなかった事案です。

東京、大阪、名古屋の各高裁レベルでは判断が割れていたものの、最高裁は、外国法に基づいて設立された事業体が「法人」に該当するか否かを判断するに当たっては、①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、我が国の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討すべきであり、それができない場合には、②当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討すべきとして、「法人」該当性について判断基準を示し、本件 LPS は「法人」に該当すると判示しました。

これは外国法に基づく事業体の性質決定を判断した初の最高裁判決であり、実務に与える影響は非常に大きいと思われます。外国ファンドを通じた投資を行う場合、当該外国ファンドが法人であるかどうかによって、投資家の税効果が全く異なるため、今後の実務においては、同判決の射程を見極めたうえで、慎重に当該ファンドの性質を検討する必要があります。

なお、最高裁は、同日付で、英国領バミューダ諸島法上の LPS は、「法人」に該当しないとする高裁判決を維持しています。

Client Alert

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー： 2015 年上半期の新規上場等の状況

東京証券取引所や大阪取引所等を傘下に持つ日本取引所グループでは、毎月の新規上場件数等を公表しておりますが、このたび、2015 年 6 月の情報が更新され、2015 年上半期の新規上場等の状況が明らかとなりました（「本公表情報」）。

本公表情報によれば、2015 年上半期における新規上場件数は 44 件となっており、ここ数年の中で最も多くなっています（前年同期が 25 件、一昨年同期が 21 件）。

年末時点での国内上場会社の数は、2014 年末に 7 年ぶりに増加に転じましたが、2015 年も、全体的に好調な株価相場と、NISA の開始等による投資に対する関心の高まりにも支えられ、新規上場市場が活況を維持しているといえます。

一方で、新規公開会社の経営者による不適切な取引や、上場直後の業績予想の大幅な修正等の事案を受けて、日本取引所グループは 2015 年 3 月に「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表し、これらの事案に対して適切な開示を求める等の対応方針を明らかにしています。

日本の市場において新規上場が活況な中、株主や投資者の信頼を損なうような事例を発生させることなく、新規公開の品質がさらに向上してより成熟した市場へと成長することが期待されます。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

11. 税務：東京地裁 非居住者によるネット通信販売業に関し国内のアパート・倉庫を PE と認定

東京地裁は、2015 年 5 月 28 日、米国から日本に輸入した自動車用品を、インターネットを通じて専ら日本国内の顧客に販売する事業（「本件ネット通信販売事業」）を営んでいた非居住者（原告）について、本件ネット通信販売事業の用に供していた日本国内のアパート及び倉庫は、日米租税条約上、事業を行う一定の場所である「恒久的施設」（PE）に該当することから、納税者は日本において所得税を納税すべき義務を負うと判断しました。

Client Alert

日米租税条約7条1項が、非居住者が日本国内にPEを有している場合、日本が非居住者の日本国内における事業所得に対して課税権を有することを規定し、同条約5条4項は、商品の引渡し等のためにのみある場所を使用する場合、当該場所はPEから除外する（すなわち、日本に課税権はない）と定めていることを受けて、原告は、アパート及び倉庫は商品の引渡し等のためにのみ施設を使用する場合に該当すると主張しました。しかし、東京地裁は、ある場所がPEから除外されるためには、当該場所での活動が「準備的又は補助的な性格」であることを要するという解釈を示した上で、アパートがホームページ上で原告の所在場所として記載されていたこと、アパートが商品の発送元・返品先とされていたこと、倉庫において商品の保管・梱包・発送・返品の受取りが行われていたこと等の事実を認定し、(i)アパート及び倉庫は本件販売事業の全部又は一部を行う一定の場所であり、「準備的又は補助的な性格」のものであるということはいえず、また、(ii)アパートは倉庫と一体となって企業としての活動を行う場所としての機能・役割を担っていたとして、アパート及び倉庫がPEに該当すると判断し、原告敗訴の判決を言い渡しました。

PE 該当性については、これまで裁判で争われた例が少ないことから、本判決は、重要な裁判例といえます。PE に該当するかどうかによって課税関係が大きくことなることから、本判決を踏まえた対応が求められます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com
弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmjapan.com

12. ベトナム：公開会社に対する外資出資割合規制の原則撤廃（証券法施行規則改正）

現在、ベトナムでは、「ベトナム証券市場における外国投資家の出資比率に関する決定」（Decision 55/2009/QD-TTG、「Decision 55」）により、公開会社¹の外資出資割合は49%が上限（「49%ルール」）とされています。

このたび、証券法の施行細則（Decree 58/2012/ND-CP）を修正する新しい施行細則（Decree 60/2015/ND-CP、以下「Decree 60」といい、それによる変更後の施行細則を

¹ ここでいう公開会社とは、以下の①～③のいずれかに該当する株式会社を指します。

- ① 株式の公募（Public Offer）を行った会社
- ② 株式を証券取引所（Stock Exchange）又は証券取引センター（Securities Trading Center）に上場している会社
- ③ 100名以上の株主（ただし、機関投資家を除く）が存在し、かつ、払込済み設立資本が100億ベトナムドン以上の会社

Client Alert

以下「本 Decree」という)が公布され、当該 Decree 60 により Decision 55 が廃止されました (Decree 60 第 2 条 2 項)。

その結果、Decree 60 によって、49%ルールは廃止され、原則として、公開会社に対する 100%外資の出資も可能となりました。なお、Decree 60 は 2015 年 9 月 1 日から施行されます (Decree 60 第 2 条 1 項)。

ただし、以下の例外もあるため留意が必要です。

1 条約及び関連法規による規制の例外

ベトナムが加盟国である条約の中で外資の出資割合に関する規制がある場合又は投資法若しくは関連法規の中で外資の出資割合に関する規制がある場合、当該規制が優先します (本 Decree 第 2a 条 1 項(a)、(b)前段)。

したがって、例えば、WTO 加盟文書²によれば、道路輸送サービスのうち貨物運送については 51%が外資出資割合の上限とされているため、貨物運送業を営む公開会社に対する外資出資割合の上限も 51%となります。

2 条件付投資分野に属する業種に関する例外

条件付投資分野に属するビジネスを行う公開会社に出資する場合であり、かつ、当該ビジネスへの外資出資割合に関する明確な規制が存在しない場合には、外資出資割合の上限は 49%になるとされています (本 Decree 60 第 2a 条 1 項(b)後段)。

もっとも、現時点では、外資出資割合に関する明確な規制が存在しない業種がいかなる業種を指すかについては必ずしも明確ではありません。

この点、Decree 60 の作成に携わった国家証券取引委員会 (The State Securities Commission) の担当官によれば、現在、計画投資省 (The Ministry of Planning and Investment) が外資出資割合に係る規制が適用される条件的投資分野の業種リストを作成しているとのことであり、かかるリストにおいて外資出資割合が明確な業種及び外資出資割合に関する明確な規制がない業種が明らかにされることが期待されます。

以上のとおり、49%ルールが原則として撤廃されたものの、条件付投資分野に属する業種に関する外資出資割合についてはいまだ不透明な部分もあるため、今後の動向を注視する必要があります。

² ベトナムでは WTO 加盟文書がそのまま国内法としての効力を有する扱いになっています。

Client Alert

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
✉ shigehiko.ishimoto@mhmiapan.com

弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com

弁護士 山口健次郎
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamauchi@mhmiapan.com

13. メキシコ：メキシコにおける汚職撲滅に向けた憲法改正

2015年5月、メキシコにおいて汚職撲滅のための方策を盛り込んだ憲法の改正が公布されました。メキシコに進出する日本企業にとっては汚職の問題は引き続き深刻な問題となっていますが、今後の実務動向には十分な留意が必要です。

本改正では、新たに国家反汚職システム（Sistema Nacional Anticorrupción）が創設されることとなり、同システムでは、連邦高等司法官（ASF）長官、汚職対策検察長官、連邦行政司法裁判所長等、政府の各分野からなる協議会が設置され、当該協議会を通じた汚職対策が行われることとなります。その他、ASFの権限強化、汚職問題に権限を有する連邦行政司法裁判所の設置、違反行為に関する時効期間の延長、汚職に関する罰則強化等といった内容が含まれています。一定の場合には、汚職に関与した法人に対して業務停止・解散といった厳しい処罰がなされることも規定されています。

今後、これらに関連して制定される各種法令の改正状況、また、実務上の対応の動向等について十分な留意が必要です。

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmiapan.com

弁護士 金光 由以
☎ 03-6213-8107
✉ yui.kanemitsu@mhmiapan.com

セミナー情報

www.mhmiapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『表示・広告・キャンペーンのコンプライアンスと判断のポイント～景品表示法とその他の関連する法令の基礎知識を踏まえて～』
- 開催日時 2015年8月6日（木）14:00～17:00
- 講師 池田 毅
- 主催 一般社団法人企業研究会

Client Alert

- セミナー 『債権法改正とシンジケートローン取引への影響』
開催日時 2015年8月6日(木) 13:30~16:30
講師 青山 大樹
主催 金融ファクシミリ新聞社

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行を巡る検討ポイントと実務～移行するか否かの検討から、移行の手続きまで～』
開催日時 2015年8月11日(火) 14:00~17:00
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『マイナンバー制度導入から運用までの総点検』
開催日時 2015年8月17日(月) 14:00~17:00
2015年9月1日(火) 14:00~17:00
講師 北山 昇
主催 株式会社税務研究会

- セミナー 『著作権行政の最新動向とより良い著作権法に向けて』
開催日時 2015年8月28日(金) 15:00~17:00
講師 池村 聡
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応～「防衛装備移転三原則」等の制定と国際研究開発をはじめ、外為法による日米の安全保障貿易管理の動向を踏まえ、企業防衛のノウハウを伝授～』
開催日時 2015年9月3日(木) 14:00~17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『DIVA LIVE2015 未来へ異彩を放つ。経営のスピート化とグローバルマネジメントの実践』
開催日時 2015年9月4日(金) 13:00~18:30
講師 野村 修也
主催 株式会社ディーバ(協力:株式会社ビジネス・フォーラム事務局)

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『金融商品取引法 資本市場と開示編 [第3版]』(2015年7月刊)
出版社 商事法務
著者 中村 聡、鈴木 克昌、峯岸 健太郎、根本 敏光、齋藤 尚雄 (共著)
- 本 『新・会社法実務問題シリーズ/2 株式・種類株式 [第2版]』
(2015年7月刊)
出版社 中央経済社
著者 戸嶋 浩二
- 本 『新・会社法実務問題シリーズ/3 新株予約権・社債 [第2版]』
(2015年6月刊)
出版社 中央経済社
著者 安部 健介、峯岸 健太郎 (共著)
- 本 『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』(2015年7月刊)
出版社 日本評論社
著者 松田 政行、池村 聡、上村 哲史 (共著)
- 本 『立案担当者による平成26年改正会社法関係法務省令の解説』(2015年7月刊)
出版社 別冊商事法務
著者 渡辺 邦広 (共同編著)
- 本 『秘密保持・競争避止・引抜き法律相談』(2015年8月刊)
出版社 青林書院
著者 高谷 知佐子、上村 哲史 (共著)
- 本 『ビジネスを促進する 独禁法の道標』(2015年7月刊)
出版社 レクシスネクシス・ジャパン
著者 池田 毅 (共編著)
- 論文 「委員会型ガバナンスの課題と展望」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2072
著者 澤口 実、角田 望、飯島 隆博、坂尻 健輔 (共著)

Client Alert

- 論文 「新・新興国の M&A 法制―第 5 回 エジプト・アラブ共和国」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.7
著者 土屋 智弘、佐藤 貴哉、飯田 龍太

- 論文 「アジアに進出を始めた Third Party Funding―訴訟・仲裁費用を投資
でカバーする時代―」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.7
著者 緑川 芳江

- 論文 「インフラビジネスの幕明け」
掲載誌 NBL 1053 号
著者 佐藤 正謙

- 論文 「コンセッション方式による PFI 事業のリスク分担」
掲載誌 NBL 1054 号
著者 末廣 裕亮

- 論文 「インサイダー取引規制の『その他の従業者』の意義に係る最高裁決
定」
掲載誌 金融法務事情 2022 号
著者 中村 聡

- 論文 「期間短縮・わかりやすさで選ぶキャッシュ・アウトの手法」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.8
著者 小島 義博

- 論文 「平成 26 年会社法改正に伴う企業内容開示府令の改正について」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1416
著者 高田 洋輔

- 論文 「CG コードが求めている対応とは？取締役会の評価の考え方と社外
取締役の機能」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1419
著者 石黒 徹

Client Alert

- 論文 「〈特集 完全理解コーポレートガバナンス・コード〉「コーポレートガバナンス・コード原案」の概要」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.7
著者 高田 洋輔

- 論文 「Q&A 相談室 会社法務 特許法 不正競争防止法の改正」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.8
著者 池村 聡

- 論文 「会社法からみた税務上のコーポレートガバナンス・コンプライアンス」
掲載誌 租税研究 第 789 号
著者 小山 浩

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 名古屋オフィス開設のご挨拶

4 月 27 日に発表しましたように、森・濱田松本法律事務所は、名古屋オフィスの開設を決定いたしました。

名古屋オフィスには、M&A、会社法関連業務、アジア業務、税務等において豊富な経験を有する小島 義博弁護士に加え、園田 観希央及び村井 智顕弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、会社法関連業務、独禁法、危機対応、アジア業務、知財、ファイナンス、税務等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務等につきましては、国内拠点のみならず、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴンを含めた海外の各拠点と連携をとりながら、東海地区のクライアントの皆様にも充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

名古屋オフィスの開設については、2015 年 9 月のスタートを目指しております。開設日・オフィスの所在地等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。
※ 名古屋オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

- トムソン・ロイターの 2015 年上半期の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました

- 青山 大樹 弁護士、岡谷 茂樹 弁護士が EXPERT GUIDES The World's Leading Practitioners Chosen by Their Peers LMG Rising Stars 2015 Inaugural edition にて高い評価を得ました

Client Alert

- 増島 雅和 弁護士が一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会 顧問に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com